

『足利市の美しい山林を 火災から守る条例』が 制定されました！



条文は
こちら



令和4年(2022年)4月1日 施行

山林の屋外では **禁煙!!** (加熱式たばこ・電子たばこを含む)



対象外

- ・車内
- ・吸殻容器が設置され、山林関係者により喫煙が認められている場所

【対象外の場所であっても、次のことを守ってください。】

- ・マッチやライターなどの取扱いを適切に行う！
- ・吸殻の始末を適切に行う！

山林の屋外では **火の使用を禁止!!**



たき火



花火



裸火(コンロなど)

対象外 ※家庭ゴミなどの焼却は原則禁止です！

- ・住宅の敷地内
- ・寺院の敷地内(ろうそく、どんど焼きなど)
- ・事業所の敷地内(キャンプ場、釣り堀など)

【対象外の場合においても、次のことを守ってください。】

- ・風が強い時など、他に延焼する恐れがある時は、火の使用を禁止！
- ・火災警報が発令されたときは、火の使用を禁止！
- ・残火、取灰及び火粉を適切に始末する！
- ・消火を確認するまでその場を離れない！

《参考》	刑法	他人の森林放火	1年以上10年以下の懲役
	森林法	他人の森林放火	2年以上の懲役
		失火	50万円以下の罰金

お問い合わせ先：足利市消防本部予防課 電話 0284-41-3199